

令和6年度用
各施設利用者向け



幼児教育・保育の無償化のための申請案内

富谷市 子育て支援課
電話 022-358-0516
(平日:午前8時30分~午後5時30分)

1. 新制度幼稚園・認定こども園（教育利用）利用料の無償化

（1）利用料の無償化

満3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもは、毎月の利用料が無償となります。
ただし通園バス代、給食費、行事費など実費として徴収されている費用は、無償化の対象外です。

（2）預かり保育の利用料の無償化

保育の必要性の認定（新2号・新3号）を受けた3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもは、上記の保育料の無償化に加え、1日あたり450円を限度とし、利用日数に応じて月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償となります。

満3歳児の子どもは、市町村民税非課税世帯かつ保育の必要性を受けた子どものみが対象となり、その場合の上限は月額16,300円となります。

※預かり保育については、各園において定員がありますので、認定を受けても必ず利用できるとは限りません。

2. 認可外保育施設等利用料の無償化

（1）保育料の無償化

下記に該当する子どもが（2）の対象施設・対象事業を利用する場合、事前に「子育てのための施設等利用給付認定」を申請し、認定を受けることで無償化の対象となります。その後、施設等利用給付費請求書を提出して頂くことで保育料の一部を助成いたします。

- ・3歳児から5歳児（新2号）までの子どもは月額37,000円まで無償化
- ・0～2歳児（新3号）までの住民非課税世帯の子どもは月額42,000円まで無償化

※食材料費や通園送迎費、行事費等は無償化対象外です。

※富谷市の認可保育所にお申込みをされていて、入所保留状態となっている児童は本申請は不要です。

※3歳児とは満3歳を迎えて最初の4月1日以降

※2歳児とは満3歳を迎えて最初の3月31日まで

（2）対象施設、対象事業

- ・認可外保育施設（企業主導型保育施設は除く）
 - ・一時預かり保育事業
 - ・病児、病後児保育事業
 - ・ファミリーサポートセンター事業
- ※幼稚園・認可保育所・認定こども園等を利用していない方が対象です。

3. 給付の方法について

4～9月分の支給を11月頃、10～3月分の支給を5月頃予定しています。

請求手続きには、利用施設が発行する利用料の領収書等の添付が必要となります。

保育の必要性の認定（新2号・新3号）を受けていない方は、利用料の償還払いを受けることができません。